

2027 年度

都立潮風公園・都立木場公園

バーベキュー売店運営委託事業者募集要項

令和8年8月

公益財団法人東京都公園協会

第1 事業内容に関する事項

1 趣旨

本募集要項（以下「本要項」という。）は、公益財団法人東京都公園協会（以下「公園協会」という。）と連携し、都立潮風公園（以下、「潮風公園」という。）及び都立木場公園（以下、「木場公園」という。）におけるバーベキュー事業（以下「本事業」という。）を運営する事業者を公募型プロポーザル方式により募集し、優先交渉権者を選定するために必要な事項を定めるものです。

本事業は、公園利用者の多様なニーズに応える魅力的なサービスを提供するとともに、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かした事業展開により、公園の利用促進及び魅力向上を図ることを目的とします。

また、事業の実施に当たっては、公園の特性や周辺環境との調和を図りながら、安全で快適な利用環境を提供し、都立公園の公共性に配慮した運営を行うものとします。

基本コンセプト

①新たな魅力の創出

民間事業者の優れたノウハウや柔軟な発想を活かした事業展開により、多様な利用者ニーズに応える新たな公園の魅力を創出すること。

②潮風公園及び木場公園の個性を活かした事業運営

それぞれの公園が有する立地特性や利用特性を活かした魅力的な施設運営を行い、公園利用の活性化及び更なる魅力向上に寄与すること。

③法令遵守及び安全・安心な施設運営

法令や社会的ルールを遵守するとともに、利用者が安全かつ安心して利用できる事業運営を行うこと。

2 公園の概要

公園名	東京都立潮風公園
所在地	東京都品川区東八潮 1・2 番
開園面積	154,939.86 平方メートル（令和 8 年 8 月 1 日現在）
主な 公園施設	コーストデッキ、サニーテラス、太陽の広場、街と海のプロムナード、 夕陽の塔、バーベキュー広場、レストハウス 等 ※その他詳細は以下のホームページをご参照ください。 指定管理者ホームページ https://www.tptc.co.jp/park/01_03
交通	・新交通ゆりかもめ「台場（U07）」、「東京国際クルーズターミナル（U08）」下車徒歩 5 分 ・りんかい線「東京レポート」（R04）下車徒歩 12 分 ・都営バス 豊洲駅前経由・東京レポート駅行き「台場駅前／東京国際クルーズターミナル駅前」下車徒歩 5 分 ・駐車場（有料）

公園名	東京都立木場公園
所在地	東京都江東区木場四・五丁目、平野四丁目、三好四丁目、東陽六丁目
開園面積	238,711.13 平方メートル（令和 8 年 8 月 1 日現在）
主な 公園施設	テニスコート（6 面）、木場ミドリアム売店、都市緑化植物園、東京都現代美術館、ドッグラン、バーベキュー広場、木場キッズリウム、 駐車場 等 ※その他詳細は以下のホームページをご参照ください。 指定管理者ホームページ https://www.tokyo-park.or.jp/park/format/index020.html
交通	・東京メトロ東西線「木場」（T13）下車 徒歩 10 分 ・東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄大江戸線「清澄白河」（Z11、E14）下車 徒歩 15 分 ・都営地下鉄新宿線「菊川」（S12）下車 徒歩 15 分 ・都営バス [都 07、東 22、木 11 甲]系統 「木場駅前」下車 徒歩 5 分 [錦 13]系統「東陽六丁目」下車 徒歩 3 分 [門 21]系統 「木場三丁目」「木場四丁目」下車 [業 10]系統 「木場三丁目」「木場四丁目」「木場公園」「東京都現代美術館前」下車 ・駐車場（有料）

3 公募箇所の概要

下記営業施設について、企画提案してください。条件については「5 提案の基本条件」を参照してください。

(※潮風公園、木場公園営業施設の位置、平面図等の詳細は「(別紙 1) 潮風公園案内図・求積図」、「(別紙 2) 木場公園案内図・求積図」にてご確認ください。)

① 潮風公園バーベキューショップ概要

占有面積	65.82 m ²
委託内容	・バーベキュー広場の利用受付、インターネット等による予約業務 ・器材の貸し出しおよび食材、飲料の販売 ・バーベキュー広場の適正利用に係る業務（利用者の安全管理、清掃、利用指導、利用案内等を含む）

② 木場公園バーベキューショップ概要

占有面積	108.56 m ²
委託内容	・バーベキュー広場の利用受付、インターネット等による予約業務 ・器材の貸し出しおよび食材、飲料の販売 ・バーベキュー広場の適正利用に係る業務（利用者の安全管理、清掃、利用指導、利用案内等を含む）

③ 各バーベキュー広場の運営状況（令和 8 年 9 月 1 日現在）

場所	潮風公園バーベキュー広場
サイト数	30 サイト（1 サイトあたり最大 10 名）
営業時間 (火の使用で きる時間)	【デイトタイム】 10：00～16：00 【サンセットタイム】 16：00～20：00 （4～10 月の毎週土曜日、GW 期間、夏休み期間）
定休日	年末年始（12/29～1/3）、12～2 月の毎週水曜日（祝日の場合、翌日）

場所	木場公園バーベキュー広場
サイト数	40 サイト（1 サイトあたり最大 20 名）
営業時間 (火の使用で きる時間)	【デイトタイム】 10：00～16：00 【サンセットタイム】 17：00～20：00 （5～10 月の毎週土曜日、GW 期間、夏休み期間）

定休日	年末年始（12/29～1/3）、12～2月の毎週月曜日（祝日の場合、翌日）
-----	---------------------------------------

4 本事業の運営形態等

（1）運営形態

公園協会と事業者は、公園協会が東京都から都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定に基づく許可を受けた営業施設において、基本コンセプトに基づき協働する事業契約を締結し、事業者に対して建物の使用を認めます。事業者は自己の費用において、本事業の運営に必要な厨房機器、什器、器材などの設置及び本事業の運営を行います。

（2）事業の期間

契約期間は業務契約締結時から令和13年3月31日とし、審査を経て1回に限り、5年を最長とした再契約を行うことができます。契約期間は、工事期間及び原状回復期間を含みます。バーベキューショップの運営期間ではありませんのでご注意ください。

（3）事業者と公園協会の事業分担

事業者と公園協会との事業分担は、下表のとおりとします。

事業内容		事業者	公園協会
開業前	土地使用に係る各種手続き		○
	建築地の調査	○	○
	建築物の設計	○	○
	工事に係る各種申請手続き	○	
	工事	○	
開業後	本事業の運営（予約対応含む）	○	
	建物保守管理業務ほか 店舗の維持管理	○	○
	園内イベント等調整	○	○

（4）その他

事業者は潮風公園、木場公園での本事業等、営業行為における優先的地位を得るものではないため、新たな営業施設の整備や改修、園内工事、イベント開催等により営業収益等に影響が出た場合において、東京都及び公園協会は

いかなる補償もしません。

5 提案の基本条件

本事業の提案に際しては、以下の条件を満たしてください。

- ① 公園の個性を活かした魅力ある事業とすること。
- ② 開店準備に当たっては、次の事項について公園協会、東京都、指定管理者及び区の指示に従うこと。
 - ・公園利用者の安全な動線の確保と交通安全対策
 - ・関係車両の搬出入経路
 - ・騒音や振動への対策
 - ・その他必要となる事項
- ③ 事業者選定後、運営する権利を他者に譲渡又は委託しないこと。事業者が直接運営するものとし、事業者がフランチャイズ制を採りテナントの運営者を募集することは認められない。
- ④ 事業運営にあたり、園内イベント時などに園地への出店を希望する場合、公園協会と事前に協議すること。
- ⑤ 事業運営に当たっては、都市公園法、東京都立公園条例（昭和 31 年東京都条例第 107 号）及び関係法令等を遵守するとともに、公園協会、東京都及び指定管理者からの公園管理にかかる指導、指示に従うこと。
- ⑥ 本事業の運営に必要な各種法令に基づく許認可などは事業者が取得すること。
- ⑦ 内装を改装する際には、公園協会と事前に協議し了承を得ること。
- ⑧ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他関係法令を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底すること。
- ⑨ 酒類を提供する場合は、関係法令を遵守し、未成年者への飲酒防止措置を講じること。
- ⑩ 予約業務及び未成年者飲酒防止に伴い取得する個人情報、関係法令を遵守し、適正に取り扱うこと。
- ⑪ 廃棄物の処理（保管・搬出・処分等）は、事業者の責任において適正に行うこと。
- ⑫ 事業者は日々の売上明細を公園協会が指定した報告書で、翌営業日中に電子データにて報告すること。また、四半期に 1 回は定例会を行うこと。
- ⑬ 事業者は公園協会が月末締めで発行する請求書に基づき、支払いすること。
- ⑭ 本事業に係る広報活動については、事前に公園協会と協議し了承を得ること。
- ⑮ その他本要項に定めのない事項については、事業者と公園協会の協議するところにより定めることとする。また、記載事項の解釈について疑義が生じた場合も同様とする。

6 経費負担等

事業に当たっての必要経費は以下の項目を含め、すべて事業者の負担とします。

(1) 本事業運営費等

事業備品取得、ゴミ回収、産廃処理、清掃、什器・設備等の保守費、光熱水費、保険等を含めた事業運営にかかる費用全般

(2) 営業手数料（月額）

営業手数料は以下の①固定部分に②売上歩合を加えたものとします。

売上歩合を提案してください。

① 固定部分：固定部分は建物引渡日の属する月から発生します

令和8年9月時点で、固定部分は未定です。想定数値を参考として明示いたしますが、実際の金額とは異なる場合があります。

潮風公園バーベキューショップ	215,491 円／月
木場公園バーベキューショップ	166,900 円／月
合計	382,391 円／月

東京都立公園条例施行規則（昭和32年東京都規則第37号）の改正により、土地使用料が変更となった場合には、変更後の土地使用料により算出されます。

② 売上歩合：月額売上（消費税込額）に対しての売上歩合（％）を提案してください。ただし、最低売上歩合は10％とします。（木場公園は15％）

最低売上歩合⇒月額売上（消費税込額）の10％（木場公園15％）

例） 月額売上1,000万円（消費税込額）の場合の売上歩合

1,000万円×10％＝100万円 （潮風公園）

1,000万円×15％＝150万円 （木場公園）

(3) イベント時の占用料等

イベント等への出店で園地の利用を希望される場合には占用料が必要となります。

占用料は面積に基づき以下の計算式により算出されます。

《計算式》

$$\text{占用料額（日額）} = 41 \text{ 円} / 1 \text{ m}^2 \cdot \text{日} \times \text{使用面積（m}^2\text{）}$$

東京都立公園条例施行規則の改正により、占用料が変更となった場合、変更後の占用料により算出されます。

(4) 営業保証金

事業者は、営業保証金（以下「保証金」という。）として以下の金額を公園協会に預託してください。保証金は、事業者側の瑕疵により公園に大きな損害を与えた場合や事業者の事由により事業期間終了前に事業が閉鎖された場合の保証金として預託するもので、保証対象事項が発生しなかった場合は、契約期間終了時に返金します。なお、保証金には利息を付さないものとします。

保証金算出方法
保証金額＝営業手数料（固定）×6 か月

(5) 事業期間終了時の原状回復費用

事業者は、事業期間終了時には原状回復にかかる費用を負担するものとします。

(6) その他

本事業を進めていく途中で、不可抗力、法令変更等、公園協会又は事業者のいずれの責めにも帰することのできない事由により、事業継続が不能となった場合には、事業契約締結時から契約解除までに要した費用については、事業者が負担するものとします。

7 事業の中止

(1) 事業の中止

事業期間中であっても以下に該当した場合には、いかなる事由があっても本事業を中止、終了するものとします。

- ・本事業を対象に、都市公園法第 27 条の規定に基づく監督処分を受けた場合
- ・事業者が契約事項を遵守しないなど、事業者の責めに帰す事由により、同契約を解除された場合

(2) 事業中止時の原状回復

事業者は、本事業が中止された場合には、中止事由にかかわらず、自らの費用負担で対象箇所に設置した設備のすべてを収去して原状回復するものとします。

ただし、公園協会は、事業者と協議により定めた期限内若しくは都が命令した期限内に事業者による原状回復がされなかった場合に、原状回復することができるものとし、原状回復に要した費用を事業者に請求するものとします。

8 法令等の遵守

本事業の実施に当たっては、事業地が東京都の行政財産であることを認識し、提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、

各種基準、指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にしてください。

9 開業までのスケジュール

項目	予定時期
事業者の選定	令和8年11月中旬
事業契約の締結	令和9年2月上旬
引継ぎ期間	令和9年2月下旬～
予約業務開始	令和9年3月1日～
運営委託開始	令和9年4月1日～ ※正式な開業日については事業者選定後に協議

第2 申請者の資格要件に関する事項

1 申請者の資格要件

申請者の申請資格は、以下の条件をすべて満たす法人とします。

(1) 次の①から⑧までのいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）
- ② 東京都が行う建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86条）等の規定に基づく法人の清算の終了に至っていない者
- ④ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑤ 役員が、禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
- ⑥ 本社・支店において平成29年4月1日以降、食品衛生法に基づく行政処分を受けている者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者

（2）以下の条件を満たすこと。

- ① 経営基盤が安定しており、事業期間中にわたり運営が可能であること。
（直近3年決算において債務超過でないこと。）
- ② 令和8年4月1日現在において、過去5年以上連続してバーベキュー事業または飲食店の営業実績があること。
- ③ 食品衛生責任者になることができる資格を有する者で、バーベキュー事業または飲食店の経験が豊富な者（5年以上）を現場責任者として配置できること。

2 資格基準日

上記の資格要件等の確認基準日は、企画提案書の提出時から事業契約の締結時に至るまでとする。

第3 事業者の募集に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

2 募集スケジュール（予定）

期間	内容
令和8年9月上旬	募集要項の配布
令和8年9月中旬	現地説明会
令和8年9月上旬～9月中旬	質問票の受付
令和8年10月上旬	質問票への回答
令和8年10月下旬	企画提案書類の締切
令和8年11月上旬	一次審査
令和8年11月中旬	二次審査
令和8年11月下旬	審査結果の通知および公表
令和9年2月上旬	契約についての協議、契約締結
令和9年4月1日	運営委託開始

3 募集要項等の公表

以下のとおり募集要項及び関係資料を公表します。

(1) 掲載期間

令和8年9月2日（水）から9月11日（金）まで

(<https://www.tokyo-park.or.jp/association/bid/>) で公表します。

(2) 現地説明会

① 開催日時

潮風公園 令和8年9月16日（水）13時00分～

木場公園 同日 15時30分～17時00分終了を予定

② 開催場所 潮風公園、木場公園公募地

- ・ 説明会では、公募箇所の見学を実施します。
- ・ 名刺を1人1枚ご持参ください。
- ・ 参加希望者は、令和8年9月14日（月）12時00分までに下記の宛先に「参加申込書 兼 現地説明会申込書（様式第1号）」を電子メールにてお送りください。
- ・ 当日は事業を運営しておりますので、見学にあたってはお客様及びオペレーションの支障とならないようご配慮ください。
- ・ 指定された区域以外への立ち入りはできません。
- ・ 写真撮影は可能ですが、利用者や現事業者の従業員が写り込まないようにご配慮ください。
- ・ 録音・録画を希望する場合は事前にお申し出ください。

《宛先》

公益財団法人東京都公園協会 公園事業部 営業課 店舗開発係

電子メールアドレス：tenpokaihatsu2026.sm@tokyo-park.or.jp

(3) 質問及び回答

- ① 質問がある場合は、質問受付期間内に以下の宛先に質問票（様式第2号）を電子メールにてお送りください。

《質問受付期間》

令和8年9月2日（水）から9月18日（金）12時00分まで

《宛先》

公益財団法人東京都公園協会 公園事業部 営業課 店舗開発係

電子メールアドレス：tenpokaihatu2026.sm@tokyo-park.or.jp

- ② 質問に対する回答は、令和 8 年 10 月 5 日（月）までに、全ての質問者に対して電子メールにて回答します。

4 申請方法

（1）書類提出

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。

提出書類
●参加申込書 兼 現地説明会参加申込書（様式第 1 号） ●誓約書（様式第 3 号） ●申請者に関する資料 ➢ 印鑑証明書（最近 3 ヶ月以内発行） ➢ 商業登記簿謄本（最近 3 ヶ月以内発行） ➢ 定款（最新）又は寄附行為その他これに準ずるもの ➢ 会社概要（様式第 4 号） ➢ 決算書等（連結及び単独、最近 3 ヶ年分） ➢ 事業税及び法人税の納税証明書（最近 3 ヶ年分） ●企画提案書表紙（様式第 5 号）及び企画提案書（様式第 5 号 2） なお、企画提案書には以下の内容をご記載ください。 ➢ 事業計画書 ➢ 営業計画書 ➢ 施設計画書 ※詳細は様式を確認してください。別途資料（マニュアル等）がある場合は合わせてご提出ください。
提出形式
●企画提案書表紙及び企画提案書原本（正本 1 部、副本 7 部） ●企画提案書表紙及び企画提案書データ ※二次審査の資料提出時は、会社名を削除またはマスキングしたデータに加工したものを再提出いただく場合がございます。
提出期間
令和 8 年 10 月 26 日（月）12 時 00 分まで ※郵送の場合：令和 8 年 10 月 26 日必着
提出先及び提出方法
公益財団法人東京都公園協会 公園事業部 営業課 店舗開発係 宛てに、 郵送又は電子メールにより提出してください。 持参を希望する場合は、事前に電子メールにて来訪日時をご連絡ください。

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1
東京都健康プラザ「ハイジア」10 階
公益財団法人東京都公園協会 公園事業部 営業課 店舗開発係
潮風公園・木場公園公募担当宛
電子メール：tenpokaihatsu2026.sm@tokyo-park.or.jp

(2) 申請書類に係る著作権

事業者に選定された申請者の申請書類に著作権の対象となるものがある場合、著作権は選定時から公園協会に帰属します。

選定されなかった申請者の申請書類に著作権の対象となるものがある場合は、当該申請者に帰属します。ただし、公園協会は、選定期間中、事業者の選定に必要な場合は、これを無償で利用できるものとします。

(3) その他留意事項

- ① 申請書類の提出後は、内容の変更、再提出及び差し替えを認めません。
- ② 申請に係る経費はすべて申請者の負担とします。
- ③ 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨としてください。
- ④ 提出された書類は返却しません。
- ⑤ 次のいずれかに該当する場合、企画提案書は無効とします。
 - ・企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - ・企画提案書の作成様式に示された条件に適合しないもの
 - ・企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ・企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ・虚偽の内容が記載されているもの

第4 審査・選定に関する事項

1 審査方法

申請者から提出された申請書類の受領後、資格要件、要求水準への適合、申請者の財務状況、事業計画などの評価により審査します。

- (1) 審査は選定委員会を開催し、選定基準に従って一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）を実施します。
- (2) 一次審査は提出された企画提案書をもとに審査を行い、上位2社を二次審査対象者とします。審査結果は令和8年11月上旬に決定する予定です。

なお、一次審査結果は電子メールにて通知します。

- (3) 二次審査は令和8年11月中旬に実施する予定です。企画提案書の記載内容についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行います（パワーポイントの使用も可）。審査時間は、プレゼンテーション20分、ヒアリング20分の予定です。審査には1申請者につき3名まで出席できることとします。

※二次審査の資料提出時は会社名を削除またはマスキングしたデータに加工したものを再度提出いただく場合がございます。

＜パワーポイントを使用する場合の留意事項＞

※プロジェクター（ウィンドウズ対応）及びスクリーンは準備いたしますので、申請者所有のパソコン（HDMI端子を有するもの）を準備していただくようお願いいたします。

- (4) 選考の結果、その得点が最も高かった申請者を事業者として、選定します。
ただし、一定の基準に達しなかった場合は、再公募する可能性があります。
- (5) 事業者として選定された場合でも、全ての提案が実施できるとは限りません。
実施内容については、事業契約の締結時までに公園協会との協議において決定します。
- (6) 事業者として選定された後、事業契約締結に向けた公園協会との協議において合意できず、令和9年3月下旬までに事業契約締結に至らなかった場合、事業者の選定を取り消すこととします。その取消により、事業者に損失が生じても、公園協会はその損失を補償しません。また、事業者は公園協会に対し、一切の補償を請求しないこととします。

2 審査基準

審査は企画提案書を基に以下の審査基準の各項目に配点し、採点します。

評価項目（配点）	内容
① 「パークマネジメントマスタープラン」との整合性・親和性 【配点：15点】	・新たな魅力が創出できるコンセプトか ・潮風公園、木場公園の魅力向上に資する提案であるか等 ※「パークマネジメントマスタープラン」については下記参照 https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/000067943

② 利用者へのサービス 【配点：30 点】	・営業日、営業時間、メニューの種類や価格設定等が利用者へのサービスに適しているか等 ・お客様対応、苦情対応、事故防止体制、安全衛生管理体制等が十分か等
③ 事業の安定性・継続性 【配点：15 点】	・出店実績、集客実績、財務状況等から事業計画、収支計画が妥当であるか等
④ 営業手数料 (売上歩合) 【配点：30 点】	・営業手数料は、公園協会が実施する公益事業に活用され都立公園等の魅力向上に寄与するものであるが、提案された売り上げ歩合の水準は公益財源として貢献度が高いものであるか等
⑤ その他の提案 【配点：10 点】	・公益活動や SDGs への取り組みなど防災活動、魅力的な提案がなされているか等

3 審査結果の通知及び公表

審査結果は、二次審査対象者に対し、書面により通知します。

4 事業者の手続き

事業者として選定された者は、審査結果通知後 1 週間以内に業務委託の内容について、公園協会と打合せを開始し、速やかに業務契約を締結するものとします。
(付随して個人情報保護体制調査票の提出、個人情報保護に関する覚書締結が必要となります)

項目	予定時期
事業者の選定	令和 8 年 11 月中旬
業務契約の締結	令和 9 年 2 月上旬
設計・工事着工	業務契約締結後、設計に着手してください。 工事を行う場合は、公園協会の承諾を得た上で工事発注に着手してください。
運営委託開始	令和 9 年 4 月 1 日 ※正式な開業日については業務契約の締結後に協議により決定

5 施設整備に伴う条件等

施設は現事業者が原状回復を行った上での引き渡しとなります。内装及び屋外看板、サイン等の設置については、事前に公園協会と協議をして承諾を得た上で、東京都屋外広告物条例及び各自治体の景観に関する条例に適合した内容としてください。

＜本件に関する問い合わせ先＞

東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1 東京都健康プラザ「ハイジア」10 階

公益財団法人東京都公園協会 公園事業部 営業課 店舗開発係

潮風公園・木場公園公募担当

メールアドレス：tenpokaiatsu2026.sm@tokyo-park.or.jp